

令和7年度		会計	歳出	第	款	項	目	節	費
受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	ふりがな	わだ ゆうすけ				
	—		総務課 施設担当	担当者名	和田 悠佑				
				電話	045-787-2926				
設計書									
1	委 託 名	横浜市立大学附属病院感染性廃棄物処理業務委託							
2	履 行 場 所	横浜市金沢区福浦三丁目9番地							
3	履 行 期 間	☒ 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで							
	又 は 期 限	☐ 期限 令和 年 月 日まで							
4	契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約							
5	その他特約事項	なし							
6	現 場 説 明	☒ 不要							
		☐ 要 (月 日 時 分 場所)							
金額入り ・ 金額抜き									
7	委 託 概 要	病院内から排出される感染性廃棄物（抗がん剤付着物を含む）の収集運搬及び処理業務を行う。							

8 部 分 払 い ■ す る (36 回以内)

□ し な い

部 分 払 い の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
附属病院(令和7年度～令和9年度)					
令和7年度 感染性廃棄物	4月～3月	(480,000)	kg		
令和8年度 感染性廃棄物	4月～3月	(480,000)	kg		
令和9年度 感染性廃棄物	4月～3月	(480,000)	kg		
税抜き計					
税込み計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。
※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額
(概算金額)

内 訳

業務価格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳 書

名 称	形状 寸法等	概算数量	単位	単価 (円)				1年間金額 (円)
					人件費	物品費	諸経費	
横浜市立大学附属病院 産業廃棄物処理業務委託								
令和7年度								
感染性廃棄物		(480,000)	kg					
小計								
令和8年度								
感染性廃棄物		(480,000)	kg					
小計								
令和9年度								
感染性廃棄物		(480,000)	kg					
小計								
計								
消費税								
合計								

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市立大学附属病院感染性廃棄物処理業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市立大学附属病院（以下、「甲」という。）がその業務活動に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬及び処分を、受託者（以下、「乙」という。）に委託するにあたり、業務を適正に遂行することを目的として必要条項を定めるものとする。

2 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地
公立大学法人横浜市立大学附属病院

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 産業廃棄物の種類と数量等

産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項は次のとおりとする。

	名称	産業廃棄物の種類	特別管理 産業廃棄物	概算数量 (単位)	性状・荷姿	性状の変化
1	感染性 産業廃棄物	廃プラスチック類	該当・非該当	960,000 kg/3 年	ペール容器 ダンボール	なし
		金属くず	該当・非該当			
		ガラス・陶磁器くず	該当・非該当			
		抗がん剤付着物	該当・非該当			
2	感染性 一般廃棄物	可燃物	該当・非該当	480,000 kg/3 年	ダンボール	なし

5 処分方法

- (1) 感染性産業廃棄物 → 中間処理：焼却、熔融 最終処分：資源化
(2) 感染性一般産業廃棄物 → 中間処理：焼却 最終処分：資源化

6 業務内容

甲から排出される産業廃棄物を収集・運搬・処分する。業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

(1) 感染性産業廃棄物・感染性一般廃棄物

ア 業務実施日

月、火、水、木、金、土曜日（祝日の場合も回収を行う）
年末年始の業務については甲と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

甲と協議の上決定する。

ウ 作業場所

附属病院地下1階 サービスコート内

(3) その他

ア 廃棄物の収集運搬の際、他の廃棄物を混載しないこと。

イ 中間処理は神奈川県内において行うこと。

7 排出量、処分先等の確認

- (1) 廃棄物の適正処分を確認するため、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）には処分先、処分方法等を明確に記載し報告すること。
- (2) 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で、最終処分についてはマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告に替えることができる。

8 費用負担

- (1) 委託料には、収集及び処分に要する費用を含む。
- (2) 業務を遂行するために要する車両・機械・消耗品及びマニフェストについては全て乙の負担とする。
- (3) 必要に応じてロールボックスパレットを用意する。

9 廃棄物処理に関する委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第六条の二の第四項により、委託契約締結後速やかに廃棄物処理に関する契約を締結する。契約時に乙は甲に当該廃棄物の収集運搬及び処分についての許可書の写しを提出する。契約書には次の項目についての条項が記載されていることとする。

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 運搬の最終目的地の所在地
- (3) 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び係わる施設の処理能力
- (4) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係わる施設の処理能力
- (5) その他環境省令で定める事項

10 作業員

- (1) 作業員が作業に従事するときは一定の服装とし、本業務の作業員であることを明確にさせること。
- (2) 常に清潔な服装であること。
- (3) 甲は作業員の勤務態度・勤務状況等について不的確と判断した場合に作業員の変更を求めることができる。
- (4) 受託者は、作業員に対し、当院が必要と判断する抗体検査（B型肝炎）、ワクチンの接種（B型肝炎）を義務づけるものとする。作業員に対し行った抗体検査やワクチン接種の情報を記録し、委託者からの求めがあった際に提出すること。これらの経費は受託者が負担するものとする。

11 禁止行為

- (1) 作業中必要のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない機器等には触れないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。

12 損害

- (1) 廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係法令違反をした場合は、受託者が一切の責任を負うものとし、それに起因する損害賠償の責を負うこととする。
- (2) 作業員がその作業中に起こした甲に対する財産上、人身上の損害事故についてはただちに甲に報告をしなければならない。

13 その他

- (1) 廃棄物集積場所及び取集経路について清潔に保つこと。
- (2) 地下サービスコート内の天井は一部低くなっているため、搬出入時には十分注意すること。
- (3) 業務の内容その他について疑義が生じた場合には甲と十分に協議し円満に解決すること。
- (4) 乙はその業務上知り得た情報その他について守秘義務を負う。別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。業務を開始するまでに研修を行った上で必要書類を提出する。